

平成 26 年 9 月 5 日

第 1 回岐阜県障害者施策推進協議会

## 障がい者総合支援プラン（仮称）策定に係る 県内障がい者団体等との意見交換 主要意見

### 1 意見交換概要

#### （1）目的

「岐阜県障がい者総合支援プラン（仮称）」の策定にあたり、問題意識の共有や、皆様の意識やお考えをお伺いする。

#### （2）実施対象

有識者 3 名及び岐阜県障害者社会参加推進センター加盟団体を中心とした 29 団体。

#### （3）実施期間

平成 26 年 5 月 20 日（火）～

#### （4）実施方法

各団体の代表者を訪問又は来庁いただき、当課課長、総括管理監と意見交換を実施。

### 2 主要意見

（いただいたご意見のうち、広範に関係するものを抜粋しています）

#### I 社会環境分野

##### 1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進について

- ・ 障害者権利条約や差別解消法について、障がい福祉関係者だけが盛り上がっている感じで、一般的には知られていない。普及啓発を進めるべき。
- ・ 差別解消に関する問題は、個々の障がい区分の問題でなく障がい者すべての問題だと思う。障がいの種別によって障壁は異なるが、その解消は共通事項であり大切なこと。

##### 2 福祉のまちづくりの推進について

- ・ 施設や交通機関のバリアフリー化を実施する場合には、当事者の声を聴いてほしい。また、どこを整備したかという情報を広く周知してほしい。
- ・ 視覚障がい者のための点字ブロックについては、切れ目なく敷設してほしい。

##### 3 身近な相談支援体制の確立について

- ・ 計画相談については、相談支援に従事する者の質が大切である。
- ・ 相談支援事業を実施しようと思っても、必要な人量に見合うだけの給付が無い。
- ・ ピアサポートが一番の支援になると思うが、個人情報保護の関係があり、市町村や病院等の施設からの情報を得ることが難しい。
- ・ ワンストップの相談窓口を設けてほしい。専門的な資格を持った人が相談員として相談を受ける体制を構築してほしい。

##### 4 情報環境の整備について

- ・ 手話言語条例ができれば、様々なことへの波及効果があるため、一緒に考えていただきたい。
- ・ 手話通訳者のスキルアップに力を入れてほしい。

## **5 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）について**

- ・ 南海トラフ巨大地震がいつ起きるかわからない中で障がいの種別、特性に応じた対応ができるようにすることが重要。
- ・ 避難所での障がい者への対応についても十分に配慮してほしい。

## **6 福祉人材の確保支援と育成について**

- ・ 福祉に携わる職員の報酬単価を上げていただきたい。福祉職は待遇が上がらないので結局人が集まらない。マンパワーを上げることができない。
- ・ 医療的ケアを行うことのできるヘルパーを養成するための研修体制が十分でなく、研修機関も少ない。また、研修に係る費用も高い。
- ・ 障がいの特性を理解する人材スタッフの育成が大切。

## **II 自律・社会参加分野**

### **1 教育の充実について**

- ・ 特別支援学級の先生の資質に差があることが問題。教員の質を高めなければいけない。
- ・ せめて義務教育までの間に親子ともどもしっかりと生活の仕方を教育していかなければならない。
- ・ 特別支援学校の教員について、小中学校、特別支援学校、高校の教員の交流人事をもっと増やしてほしい。中学校では特別支援学級があるにもかかわらず、発達障がいや自閉症への教員の知識や理解度が低いと感じた。

### **2 雇用・就労の促進について**

- ・ 就労移行支援事業のしくみ、制度自体に課題が多い。
- ・ 就職するだけでなく、本当に重要なのは企業に就職してからの定着支援である。
- ・ 家に閉じこもっていることはとにかく良くない。作業所で人と関わって仕事をし、社会とかかわりを持つことで生きがいを見出すことができる。このことが最も必要なこと。
- ・ ただ学校を整備するだけではなく、その卒業生の受け皿をどうしていくのかというところまで考えてもらわないといけない。
- ・ 農業と知的障がいの人たちや自閉症の方たちを連携して支援していく方法を探っていくこともできるかもしれない。

### **3 障がい者スポーツ、芸術・文化活動等の充実について**

- ・ 障がい者が気兼ねなく行けるプールなどスポーツ施設があるとよい。ふつうのプールは障がい者だと断られることもあり、障がい者用プールはありがたい。
- ・ 競技力向上に取り組んでいける人は一部の人たち。競技力向上することだけが障がい者スポーツの意義ではない。子どもの成長をスポーツを通して行えるとよい。

### III 日常生活分野

#### 1 障がい者の地域生活支援について

- ショートステイは日時を指定しなければ利用することができるが、特定の希望日に利用したいと思ってもほとんどできないといった状況。
- グループホームの設置で一番問題となるのは、地域住民の理解である。総論としては賛成だが、隣近所に作るとなると反対という住民が多いようである。
- 現在入所施設を利用している方は、引き続き入所を続けたいという意向が強いことが推測される。本人の意向が大切だから、地域移行を強制することはできない。また、親が高齢化していく中で、入所施設のニーズというものは底堅いのではないか。
- 事業所や保護者の方のグループホーム設置の要望はますます高まっているのを感じる。グループホームの設置に向けては、行政の財政支援が課題である。
- 精神障がい者の社会復帰を考えるのであれば、地域移行だけでなく、地域定着についても同時に考えていかなければならない。そのための専門スタッフを配した支援拠点が不足している。

### IV 保健・医療分野

#### 1 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見・治療体制の充実について

- 精神障がい者に対する予防医療、検診は重要。また、メタボ解消のための健康づくりも重要。

#### 2 障がい児療育体制の構築について

- 今問題になっているのは強度行動障がい。落ち着いてくる人もいるが、そのまま状況がひどくなる人もいる。
- 障がい者だけでなく、兄弟、親など家族の支援が必要である。生涯にわたった支援を行うためにはやはり家族単位で考えていく必要がある。
- 療育を進めるためには、地域に理解をしてもらうという要素も必要。子どもは地域とつながっているという視点が必要だと思う。

#### 3 リハビリテーション体制の整備について

- 社会参加を進めていくためにはリハビリの問題も重要。医療的リハビリでなくとも、運動的リハビリでもいいので、地域でリハビリを進めていくようなことはできないか。



# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に關する主要意見

項目	主要意見
<h2>1 障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進</h2> <p>(1)啓発広報の充実</p>	<p>障害者権利条約が批准されたが、メディアに取り上げられるなど世間で話題になることがほとんどなく、障がい者はマイノリティーであることをつくづく感じる。また、条約が批准できたから差別がなくなるわけではない。ぜひ工具としても権利条約の啓発についてお願いしたい。</p> <p>「障がい者福祉の手引き」にも3障害だけでなく、難病だけではなく、「障がい者マークや車いすマークなど、障がい者に関するマークが様々なため、県で統一的なマークにすることはできないか。</p> <p>身体障がい者マークや車いすマークなど、障がい者に関するマークが様々なため、県で統一的なマークにすることはできないか。</p> <p>視覚障がいと聽覚障がいが重複している障害区分はあまり知られていない。盲ろうという言葉を全面に出し、広めてほしい。</p> <p>昔であれば視覚障がい者の名簿を手に入れることができ、様々なことを周知することができたが、今はそれがらくなく、当施設の存在を知らない人もたくさんいる。サービスを受ける場所の情報を探して聞くことが必要である。個人情報保護の関係から名簿を入手して我々から周知することには難しいため、こうした支援施設の存在を、視覚障がい者が手帳を取得する際に必ず周知するよう県などでシステム化できるとよい。</p> <p>手帳を取得しない(あるいは手帳取得資格に満たない)失語症患者もいるため、失語症患者が全国で何人くらいいるのか、県内で何人いるのかといった詳細な実態はわかつてない。</p> <p>権利条約や差別解消法について、世間一般の盛り上がりがないと感じている。障がい福祉関係者だけが盛り上がりが盛り上がりが盛り上がっている感じで、報道もあまりされず、一般的には知られていない。もっと国を挙げて、国民に知らしめいかなければならない。</p> <p>精神障がい者はわざわざにいて、どういったものかといふことを世間に発信していくなければならない。</p> <p>精神障がい者への差別の問題は根深い。当事者だけではなく、関係者自身の意識の問題もある。一般の方が精神障がい者について目に触れるのは何か事件があつた時にニュースで見たりしてというパターンが多い。また一般の方が精神障がいとは何かについての詳しい知識がないのも当たり前。こうした状況の中で、一般の方に精神障がいについて正しく知つてもらうにははどうしていいらしいのか、というのは難しい課題であると思う。</p>
<p>(2)相互理解を深める教育の推進</p>	<p>難病については、地域でまだまだ知られていない。難病の地域理解を進める作戦を立てていただきたい。難病も様々であり、一括りにはできない。目の前の方をどう理解し、それぞれの程度に応じてどう対応していくかが大切。</p> <p>「難病」という言葉を聞くと、「これいとか」「よくわからない」という声が多いまだ多く、多くの方が難病についてイメージがわかない。難病について理解し、情報発信していく人材がない。医療関係者だけでなく、福祉関係者にももっと難病について理解していただきたい。</p> <p>難病の地域理解を進めるために、難病コーディネーター研修会を行っている。これは浅い知識でもいいからとにかく広く難病のことを知つてもらう方を増やすために始めたと思うが、研修受講者は病院のワーカーたり医療関係者が多い。これは病院の中での理解は進むが、地域理解の足進といふ意味では十分ではない。まずは第1段階としてはそれでもよかったですが、今後第2段階としては、地域理解を進めるために、福祉関係者もコーディネーターになつてもうようにななければいけない。</p> <p>統合失調症の発症は思春期が多いが、学校の保健体育などの授業について習うわけでもなく、知識がないため、発症した時に自分がどうしたらいいかわからぬ。また、親も知識がないため、どうしたらいいかわからぬ。統合失調症などの症状や対処について、どうすべきかという教育ができるといふことができるといい。保健体育の時間などで精神病の内容に関する授業を行って、理解を深めてほしい。</p> <p>自閉症の人に対する円満な発達を促す教育がされてこなかつた。とにかくじつとさせておくこと、好きなことをさせておけばおとなしいから、自閉症の子どもは教育の場では放つておかれてしまつていった。そういうつたことがから、勉強もしなかつた人が多く、自分の名前を書くこともできず、書き写すこともできないといった状況になつた。親に希望を持たせるために、生付き合つていくものであるということをきちんと認識されること。</p> <p>幼児教育、義務教育の中で、自らを相手の状況に置き換えて考えさせると、どのようなマナー教育をきちんと実施していくことが重要となる。</p> <p>世間一般的に、視覚障がいの特性に関する理解や、支援の仕方等が浸透していない。福祉学科の教授や生徒でさえ視覚障がい者の誘導の仕方がままならない。学科だけを重視しており、現実に視覚障がい者を支援するといった実技が泮っていない。</p> <p>差別解消といったことについて、精神の分野は、ずっと差別や偏見などは付きまとう。精神障がい者でさえも、周りの精神障がい者を見て、私はあの人とは違うといつたようにある種の差別的な感情を抱く。自分自身も、自分や家族も、自分や家族が精神障がいであることを認めようとしない。</p> <p>社会参加する精神障がい者の方をどうわかつてもらうかは重要である。</p> <p>難病については世の中にまだまだ理解されていない。難病を理解していただき、難病患者支援をコーディネートできる体制をまずは構築してほしい。できれば、プランの中には、保健所の保健師を5年で2人増やすなどの具体的な目標を明記できるといい。</p>

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

項目	主要意見
	<p>施設入所者が高齢になると、親や身寄りもおらず、後見人もいない場合があり、相談支援を受けるにあたってのサービス等利用計画又はモニタリング報告書に署名することができない。</p> <p>東濃5市が出資して、共同の公共後見センターを作つており、大変安価で利用しやすい。これは全国にもまれな例で、こういった制度が全県下に広まつていくといい。</p> <p>先日バスポート申請をした際に、署名欄の特に収まるように自署を依頼されたが、大変に苦労した。どうしても自署をと認められたら、代筆も認められないが、自動車を購入する際にも、障がい者に対する制度を利用して車を購入しようとしたらが、最終局面で署名をとめられ、代筆も認められないが、車を購入せざるを得なくなつたという話を聞いていた。インフルエンザの予防接種も署名を求められる。みなりスク回避ということで視覚障がい者にも丸子定期に自署を求められる。</p> <p>(3)障がい者の権利・利益の保護</p> <p>差別解消に関する問題は、個々の障がい区分の問題ではなく障がい者すべての問題だと思う。障がいの種別によって障壁は異なるが、その解消は共通事項であり大切なこと。計画策定を好機と捉え、差別的な扱いを洗いざらい取り除いていただきたい。</p> <p>雇用に関する問題は、働き方改革などと並んで、雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となっています。雇用の差別化が問題となります。</p>
2 福祉を支える地域社会の構築	<p>会の存在意義を問うような意見が出てきた。団体活動に束縛されたくないという状況になつた。会のような福利擁護団体の力を頼らなくとも生活していくことができるのかかもしれない。</p> <p>会としては、運営費の捻出が1番の課題。会員は年々減少傾向にあり、会費収入がそのままなくなつてている。</p> <p>病院単位ではなく、地域単位で患者や家族の交流があるとよい。</p> <p>(2)県ボランティア・市民活動支援センターにおけるボランティア活動の促進</p> <p>障がい者が地域に戻った時に、ガイドヘルパー、ホームヘルパーではなく、もっとボランティアを頼ることはできないか。</p>
3 福祉のまちづくりの推進	<p>(1)ひとにやさしいまちづくりの推進</p> <p>障がい者用トイレと駐車場についてもつと整備してもらいたい。最近では、利用者の体を高齢者や子供連れ等にまで広げてしまつたため、障がい者優先のものではなくなりました。障がい者用トイレよりも手すりをつけて、大便器は洋式にしてどちらも手すりを付けるなどすれば、どちらを利用する人が増え、障がい者トイレの障がい者に対する優先度が上がる。</p> <p>国、県、市町村、民間とそれぞれ所管が異なる道路の結節点における点字ブロック等の接続が良くなない。点字ブロックが2～3m途切れてしまつた。現段階では多機能でも直段の高いものを1箇所にだけつけて、普及させようとするよりも、従来の鳴きかわし方式(ピヨピヨ、カッコー)を普及させる方が広範囲の視覚障がい者に恩恵がある。従来型がまだ足りないので、こちらを普及させるべき。従来型の利点は、音が鳴っていることで赤青の状況を伝えることなどながら自分的位置確認にもなり、交差点までの方向指示になるという点である。</p> <p>音の出る信号機については、音による誘導という点で、公園の入り口や官公庁の入口など、周りの人々の影響がなければ常時音を出してほしい。そういう音をうるさいという意見もあるが、これは県民の意識の問題であり、別途啓発をしていただくといふことが大事だと思う。</p> <p>どこに点字ブロックを敷設したかという情報をおいただけがない。点字ブロックを敷設すること自体はいいことだと思うが、それを敷設したことについて肝心の利用者(視覚障がい者)には知らされない。目の見えない人が使うものなのに、目の見える人が勝手に敷設して利用者である目的見えない人に知らせもないといふのはおかしい。</p> <p>最も点字ブロック敷設の優先順位が高いのは、視覚障がい者の居住地の近くである。敷設の要望をすると、「この点字ブロックを利用する人が何人いるのか」と問われるが、一人でも利用する人がいれば整備すべきであり、それほど必要なもの。</p> <p>一般の視覚障がい者は点字ブロックについての知識があるわけではなく、点字ブロックの敷設には専門的な知識が必要であるため、敷設にあたつて是非支援者等専門家に意見を聞いてほしい。</p>

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

## 主要意見

### 4 身近な相談支援体制の確立

項目	意見
4 身近な相談支援体制の確立	<p>介護保険は困っている方と相談が密着しているが、障がい分野はまだ十分ではない。施設に入所している障がい者はいろいろ相談しやすいが、そうではない障がい者が困りごとがあるが相談できるシステムを構築してもらいたい。介護保険で言う地域包括支援センターの障がい者が発症が遅くなることが多いが、どこに相談すればよいかわからない人が多い。障がい者が相談してほしい者版のような体制を構築してほしい。</p> <p>若い人たち、ども40～50代であるが、家族会に入らない方が多く、どちらかわからぬ人が多い。精神障がい者の年齢が高くなることが多く、そもそも高齢化の傾向があることから、年々会員の高齢化が進んでおり、深刻な状況である。会員は減ってきているが、患者自身の数は減ってきていない。昔は家族会に入らなかった人の詳しい情報が入らなかつたこともあり、家族会への入会が多くなつたかも知れない。今は昔と違っています。昔は家族会に入らなくては情報は入手できる。ただ、対面で相談した時の安心感といふのは家族会でしか味わえないと思う。家族会での対面による情報と、ネット等の情報と、両方必要だと思う。</p> <p>市町村単位である相談員制度についても、精神障がいの方の相談員制度というものはない。兵庫県や名古屋市では精神障がいの相談員制度のようなものがあるとさりげなく、岐阜県でもそういう制度があるといふ。</p> <p>ピアサポートが一番の支援になると想い活動しているが、病院や介護施設からの情報が無くこちらから訪ねていくわけにもいかず、なかなか支援の機会がない。やはり経験のある先輩から話を聞くことが安心になるが、安心につながるはずである。</p> <p>個人情報保護の関係で会員の説明が難しい。加えて、今はパソコンから多くの情報が得られるため、皆それで満足してしまう。入会することのメリットを感じない人が多いように感じる。もっと若い人に入会してほしい。入会しても続かない人もいるし、入会してもなかなか行事や会合に出でてくれない人もいる。</p> <p>県としても協会の存在についてPRしてほしい。県や市町村で協会の存在についてPRしてもらえば、会のことを今まで知らなかつた人も会に相談したりできるようになるのではないか。もっと患者さんの相談に乗ってあげたいが、会の存在を知らないため、なかなか難しい。</p> <p>個人情報保護の関係があり病院でも情報をおられないため、新規会員獲得が難しい。以前は病院から教えてもらえた情報が今では全く教えてもらえない。相手から相談に乗ってくれると想われるが、そうでなければ面談することもできない。</p> <p>患者や家族が退院後どうしたらいいかがわからぬ。相談できる窓口があるとよい。</p> <p>地域包括支援センターのようなどころに精神保健福祉士を配置するのも一案ではないか。認知も精神と関係してくるし、精神科の病院とのつながりも多いはず。それなのになぜ精神保健福祉士がないのかが不思議である。センターの中身を充実させるというのも効果があるのではないか。</p> <p>福岡県では、当時者のピアカウンセラーとして精神障がい者に対する取り組みを実施している。</p> <p>相談支援事業を実施しようとも、必要な人量に見合うだけの給付がない。</p> <p>障がい者の方がいろいろなサービスを利用しようと歩踏み出しきつかけにならうと思ふので、特定相談支援事業所で作成するサービス等利用計画は、障がい者にとっては非常に良い制度だと思う。ただ、相談支援員が1プラン作成するのにすごい労力と時間をかけてはらつているが、その割に単価がすごく低い。何とか単価をアップしていただきたい。</p> <p>難病生きがいサポートセンターの重要性についても、ぜひ位置づけてほし。サポートセンター自身、難病患者支援にとっても大切なツールであると考えている。今後は難病患者支援のための中核的な役割を5団体で担えるよう、コーディネーターを設置し、進めてほしい。</p> <p>難病もあり、一括りにはできない。目の前の方をどう理解し、それぞれの程度に応じてどう対応していくかということが大事。まずは、窓口で相談をしっかりと聞くことが大事。その意味で、県の保健師の役割は重要。しかししながら、保健師の増員は難しいと言われて、なかなか対応をしきれないのが現状。</p> <p>教育、治療も含めたワンストップの相談窓口を設けてほしい。専門的な資格を持つ人が相談員として相談を受ける体制を構築してほしい。</p> <p>自閉症や発達障がいの相談機関は県内では「のぞみ」しかない。「のぞみ」は充実してきているが、相談ニーズに比べて対応できる施設があまりにも少なすぎる。「のぞみ」以外にも相談機関ができるとよい。</p> <p>相談機関は、困った時にすぐに行けるような体制をととのえなくてはほしい。今だとすぐに相談したくても、予約がいっぱいになってしまう。何かあつた時にいつも相談できるような機関があるといい。相談機関も一つではなく、いくつもあつたほうがよい。</p> <p>発達障がい児の支援は充実してきたが、成人期の支援は弱い。学校卒業後の相談体制を充実してほしい。</p> <p>精神は医療的機器を使用して支援するものではなく、人がすべてである。人の支援として一番の中心になるのがやはり相談といふことになると思うので、相談業務といふものも充実させることが大切である。</p>

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

## 項目

主要意見	
4 身近な相談支援体制の確立	本当に障がい者の社会復帰を考えるのであれば、限られた地域だけでなく住み慣れた地域の市町村に精神保健福祉士がいる窓口があり、困ったときは相談できる体制が整っていなければならない。現在の状況では、センターに委託していったら体制を形上作っているが、実際は機能していない。 岐阜県の計画相談の実施率は他県よりは高いと聞いているが、相談支援に従事する者の質も大切である。
5 情報環境の整備	(1)情報パリアフリー化の推進 手話言語条例は手話の普及が目的であり、手話をについて普及するというものである。関係者や第三者の方にも集まってもらって、手話言語条例制定のために1～2年話し合うことが必要ではないか。鳥取県や全国各地の市町村で条例ができているので、他のいいところをたくさん取り入れて、日本で最高の条例を作成していただきたい。 初めて障がい認定を受けた聴覚障がい者は、補聴器の知識が全くない。私は協会に加入するまで磁気ループシステムも知らなかった。補聴器のPRを行政でもっと積極的にしてほしい。 磁気誘導ループシステムを公共の施設の新築や改築の際に設置してほしい。また会議室のある施設にも備品として置いてほしい。ぜひ補聴援助システムの設置、調査を考えてももらいたい。  (2)情報提供手段の充実
6 安全な暮らしの確保（防災・防犯対策）	いつ東南海地震が起きるかもしれないという状況なので、その時の聴覚障がい者に対する支援の在り方を検討していただきたい。そういった際の支援はまず市町村だと思うが、通訳者の24時間派遣をぜひ県として対応していただきたい。 アイドランという目で聞くテレビといふのがあるが、文章が読めない人が多いため、字幕がない方が取れないという人も多い。聴覚障がい者には、特に明語が苦手な人が多いため、字幕が付いていても意味が取れないことが多い。 防災に関しては、東南海地震がいつ起きるかわからない中で県や市町村も防災計画を立てていると思うが、障がいの種別、特性に応じた対応ができるようにするためにボランティアを教名配置が必要。避難所には、最も低い位置で貸出できるラジオ、杖、点字器を備えていただくといい。避難所では、視覚障がい者を固めておいて、そこにボランティアを教名配置してもらえば管理する側もやりやすいし、視覚障がい者も同じ仲間といふ安心感がある。 視覚障がい者は災害の状況を理解することが困難であり隣近所の助け合いが非常に重要なとなる。視覚障がい者同士で助け合おうと思い、リストを共有しようと運動しても、今はプライバシーの関係もあり難しい。 障がい者のための防災体制の整備といふのはどうならないのか、まさに自分たちは何を準備し、何をしなければいけないかがわからないと、こちらも何を自分で準備しておかなければならぬのかがはつきり教えてほしい。 東日本大震災の話を聞いたりすると、避難所での障がい者への対応についても十分に配慮してほしい。 東南海地震の発生が想定されているが、そといった大規模災害の際の支援者のネットワーク構築を図ってほしい。 近所の公園にスピーカーがあり、おそらく災害時にはそこから避難情報等が放送されると思うが、我々聴覚障がい者には聞こえない。携帯電話等個人端末にメール等で情報が流れるといふと思う。また県の情報ネットワークを利用されはどうか。 精神障がい者や、発達障がいの人は、困われた場所というのが苦手で、ペニシックを起こしてしまう。そのため、一般の人たちが入っている避難所を利用することができないものが。 そういう人でも避難できるような場所を確保することができないものか。 最近は障がい者を狙った振込詐欺というのも表立っては聞かないが、後を絶たないのではないか。障がい者に対する防犯対策というのも重要である。
7 福祉人材の確保支援と育成	県内における手話の講師をできる方が足りておらず、また講師も高齢化している。市町村が実施する手話奉仕員の養成講座の講師が100人程度いるが、その中にはぜひ行つてほしい方が何人かい。奉仕員養成講座の講師ができる人にはぜひ研修に参加してほしい。手話自体も多様化しているし、社会の現状も変わっている。20年、30年前に手話通訳者の試験に合格して、そのままスキルアップにても力を入れてほしい。 聴覚障害者情報センターの特別研修では、180人程度いる登録手話通訳者のうち、出席者は20～30名程度と、参加者が少ないと、講師も内容も毎年同じで、そのためどんどん受講数が減っている。
① 福祉人材確保対策の総合的な推進	
② 防犯対策	

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

## 項目

## 主要意見

	<p>難病患者の生活支援のためには就労支援も重要。ところが、現在は就労支援や生活支援ができる人材が少ないので、コーディネートできる人材がほしい。</p> <p>手話通訳者については、なかなか人が増えないのが現状である。最近は1年に平均12～13名程度しか修了者が出ない。養成が難しい理由の一つに、講師が足りないといふことが挙げられる。手話通訳者の講師は、聴覚障害者協会が費用を一部負担して、全国特ら回りで開催されている研修会に参加している。2日間の交通費、宿泊費を年に4回、聴覚障害者協会の負担も大きい。他県では、県から補助や助成があるという話を聞く。こういった研修会を活用して、講師を養成したいと考えているため、手話通訳者講師養成事業のようなものを新たに検討してほしい。</p> <p>最終的には支援する人を育成することが最も大切。高齢化のことについても、認知症など、言葉が話せる人と違って、重い自閉症の方は言葉が無い、どこに行きたい、どうし</p> <p>世間一般的に、視覚障がいの特性に関する理解や、支援の仕方等が浸透していない。福祉学科の教授や生徒でさえ視覚障がい者の誘導の仕方がままならない。学科だけを重視しており、現実に視覚障がい者を支援するといった実技が伴っていない。</p> <p>眼科に勤務する人々や、介護福祉士でも視覚障がい者への対応の仕方、誇張の仕方が漫透していない。そういう対応の仕方について教えてください。</p> <p>盲ろう者通訳・介助者については、講座を修了し登録したら、そのまま派遣事業に行つていただくことになる。講座の中では派遣事業の説明はするが、全てを教えられる訳ではない。派遣されてからが本当の学習のスタート。しかし盲ろう者との関わりがなく、通訳・介助者同士や他の盲ろう者との意見交換をしたりする中で、スキルアップできるよ</p> <p>うな現任研修ができるたらと思っている。</p> <p>要約筆記者養成研修は県内各地で開催してほしい。</p> <p>資格を持っているが現在働いていないという潜在ヘルパーは多い。人材不足であり、潜在ヘルパーへ呼びかけを行いたいが、個人情報保護の関係で名簿を見せてもらえない。もっと潜在ヘルパーの掘り起こしをしていただきたい。</p> <p>岐阜県の要約筆記者派遣の実施率は50%以下と、全国と比較すると低い。早期に全市町村で実施されるよう、要望する。</p> <p>福祉に携わる職員の報酬単価を上げていただきたい。福祉職は待遇が上がらないので結果人が集まらない。生活支援をやっていても、大変な労力や知識が必要とされるのに、専門職とみなされない。</p> <p>施設設置においては、施設で活動してもらうような企業のOBなど退職された高齢者でスキルや知識を持つている方に声をかけることも重要。地域には退職した方で、企業経験のある優秀な人材がたくさんいる。そういう方は、退職後の生きがいとして社会貢献をしたいと望んでいる方が多く、障がい者施設で働くことはこうしたニーズにマッチする。</p> <p>家事援助ということで、ヘルパーさんが入られるが、そのうちに利用者側から、違う事業所に変えてほしといふ話があり、相談支援専門員が探すことがある。大阪府が、精神障がい者に対するヘルパーを府が養成して、当事者のヘルパーとして家事援助を行うという取組を実施しており、トラブルも少なくなっている。</p> <p>精神障がい者の支援ができるスペシャリストが地域に少ないということを日々感じている。精神障がいの方も少ししづつ活発になってきて、社会に出る機会が増えている。</p> <p>高齢化の問題に対応するため障がい福祉施設の中で、介護技術を持った人を養成したり、スキルを高めさせていただけとよい。</p> <p>施設職員に食べること、排せつといった介護スキルを持たせることで、介護技術を持った人を養成したり、スキルアップが必要。</p> <p>事業所のヘルパーが不足しており、緊急時に子どもを預かってもらうことができない。</p> <p>障害区分認定に際しても聞き取りについてもあまりに型通りにやりすぎ。もつと質の向上を図つてほしい。調査員の資質向上を図る必要がある。民間施設でのノウハウを持った人をもっと活用するなどできないのか。介護保険の関係でノウハウを持つている人はたくさんいる。</p> <p>重度訪問介護を行っているが、ヘルパーの単価が安く、請け負ってくれる事業者がいない。また、事業を行うにあたって、ヘルパーを確保するのが大変である。重度訪問介護は長時間になり大変であるが、その大変さの割にヘルパー単価はそんなに高くなっていない。単価が高くならないか。重度訪問介護の看板を掲げていても実際には対応していないかたり、ヘルパーが足りなくて利用を断る事業所もある。</p> <p>医療的ケアを行うことのできるヘルパーを養成するための研修体制も十分でなく、研修機関も少ない。研修も年に1～2回しかないため、研修の機会を増やしてほしい。また、研修に係る費用も高く、座学分いくらくら、吸引器くらなど、項目ごとにオプション費用をとられ、それら全部を受講すると数万円研修費用がかかる。一人の利用者に対して様々な医療的ケアが必要になる場合も多く、たくさんの人達が料金を負担するのは大変。しかかもこうした研修を受けることによっては本當に必要な支援であり、制度の充実をお願いしたい。</p>
① 福祉人材確保対策の総合的な推進	<p>② 障がい福祉サービス等を担う専門的人材の育成と質質の向上</p>

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

項目	主要意見
②障がい福祉サービス等を担う専門的人材の育成と質の向上	放課後等デイサービスについては、民間の参入が進んだが、子どもを放置していたり、とりあえず預ればいいと思っている事業者がいるようである。職員研修が必要であると感じる。 ショートステイをやろうと思うと、パートの人だけでは対応は難しく、やはりノウハウや知識を持つた正規職員が少なくとも1人はつけるといけない。また1人の職員だけで毎日まわしていくことはできないので、結局正職員が最低2人は必要となる。しかしながら報酬単価は正職員2人を雇えるような単価ではない。こうした実情を見ていただき、ぜひ単価を加算していただきたい。
	ショートステイなどの夜間支援は人が確保できず難しい。夕方だけとか、朝だけなら対応できるという方はいるが、通しでなかなか確保できない。またショートステイは人のローテーションもなかなか難しい。単価も低く、常勤の職員を充てるのは難しい。

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

項目	主要意見
<b>II 自律・社会参加分野</b>	
<b>1 教育の充実</b>	
① 特別支援学校の整備	<p>車いす利用者や歩行用補装具を使っている生徒のための防災設備が整っていない。例えば校内の2階、3階で授業を行う場合、平時には誰かの助けを得て移動することができるが、災害時に一人で迅速に移動できるように設備を整えてほしい。</p> <p>県では特別支援学校を整備し、特別支援学校の卒業生も増加しているが、県はただ学校を整備するだけではなく、その卒業生の受け皿をどうしていくのかというところまで考へてもられないといけない。</p> <p>特別支援学級の先生の資質に差があることが問題。特別支援教育専門の勉強を通しててきた教員の割合は、特別支援学級においては、3割程度しかいないと聞く。きちんと勉強された方がいるが、そうではない方もたくさんいるようである。</p> <p>各小学校では学校の施設を使って学童保育をやつないので、特別支援学校も同じようにやってほしい。</p> <p>今後ますます放課後支援が重要になる。子どもを放課後作業所でみてもらっているが、放課後児童支援は行ってほししい。</p> <p>課後支援を行ってほしい。</p>
② 支援体制の確立	<p>自閉症の人に対する円満な発達を促す教育がされてこなかった。とにかくじっとさせておくこと、好きなことをさせておけばおとなしいから、自閉症の子どもは教育の場では放っておかれてしまっていた。そういうことから、勉強もしなかった人が多く、自分の名前を書くこともできず、読むこともできないといった状況になつた。幼児期に、せめて義務教育までの間に親子ともどもしっかりと生活の仕方を教育していかなければならぬということである。親に希望を持たせることが必要になるが、障がいは一生付き合っていくものであるということをきちんと認識されること。</p> <p>教員の質を高めなければならない。たった6、7人の学級を見れない人ではいけない。</p> <p>親が送迎できない時に移動支援をしてもらうサポート体制が不十分であり、改善してほしい。</p> <p>児童生徒のショートステイができる施設が少ないので増やしてほしい。</p> <p>学校を卒業する機会がなくなってしまう。学校を卒業してからでもっと障がい者が気軽にスポーツができる環境を整えてほしい。障がい者が利用できる運動施設は限られており、その施設へ行くための移動手段についても、例えば学校外でのスポーツ活動でもスクールバスの利用を認めめるなど環境を整えてほしい。</p> <p>特別支援学校の教員について、小中学校、高校の教員の交流人事をもっと増やしてほしい。特に高校比特別支援学校高等部の教員の交流をしてほしい。</p> <p>小中学校では特別支援学級はあるが、高校になると義務教育ではないが、そういうクラスはない。インクルーシブ教育を目指すといふのであれば、教員の意識改革が必要。発達障がいの生徒が普通科高校に通うこともあります。そういう時に、今は普通科高校の教員の意識や知識が十分であるとは言えない。中学校では特別支援学級があるにもかかわらず、発達障がいや自閉症への教員の知識や理解度が低いと感じた。ましてや高校はそういう学級もなく、教員の理解があるかどうか不安。</p> <p>コア教員の育成も課題である。コア教員同士の情報交換が頻繁に行われるような場は設定されているのか。実際に会えないのでは情報共有や情報交換ができるような体制をとつてほしい。</p>
③ 職業教育の充実	<p>高等部の2、3年生になると職場実習があるが、生徒の居住地、障がいの程度や特性に応じた実習先の情報が少ない。もとと多くの実習先の情報を提供していただけであるがたい。例えば、県のホームページに職場実習先のデータベースがあつて、そこに企業名だけでなく、作業内容や、現在どのような障がい者(障がいの種別や程度がわかるなど)が何人働いているかなどの情報まで提供してもらえたるありがたい。</p>
<b>2 就用・就労の促進</b>	
(1) 一般雇用の促進	<p>岐阜県は県職員の採用試験で点字受験を実施していないが、これで視覚障がい者を排除していることになってしまいます。現在は司法試験でも点字受験が可能で、全盲の弁護士が全国に数名おり、小規模な自治体でも点字受験を認めているところもある。障害者差別解消法が平成28年から施行されると、そうなればこのことは放置しておけなくなるのではないか。差別をしていないつもりでも視覚障がい者にとつては不必要な差別であり、一般の方から見てもおかしいと感じるはず。障害者差別解消法が施行される前に点字受験の実施を実現されたい。</p> <p>農業と知的障がいの人たちや自閉症の方たちを連携して支援していく方法を探していくこともできるかもしれない。</p> <p>県民や住民に理解を深めもらうためにも、県庁や、市役所の窓口に視覚障がい者がいても不思議ではない。他県では、図書館や博物館等で働いている視覚障がい者が相当多い。こういった事例が盲学校に通う生徒の励みになる。</p> <p>昨今の高齢化や景気の後退によって、あん摩、針、灸を含めて視覚障がい者の就労状況が厳しい。</p>

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

## 項目

主要意見	
① 雇用の場の拡大	<p>障がい者就労は、効率の良さや能率を求めるというだけではない。働くことの意義を障がい者の社会参加といった点でもっと社会全体が考えていく必要がある。そういう意味でもまずは自治体が率先して障がい者を雇用していただけることがたい。</p> <p>障がい者に対するサービスを実施する部署には当事者である障がい者を配属することが望ましいのではないか。県民や住民に理解を深めてもらうためにも、県庁や、市役所の窓口に視覚障がい者がいても不思議ではない。他県では、図書館や博物館等で働いている視覚障がい者が相当数いる。こういった事例が盲学校に通う生徒の励みになる。</p> <p>障がい者就労は、効率の良さや能率を求めるというだけではない。働くことの意義を障がい者の社会参加といった点でもっと社会全体が考えていく必要がある。そういう意味でもまずは自治体が率先して障がい者を雇用していただけることがたい。</p>
	<p>ハローワークに行っても視覚障がい者を対象にしている募集にはほとんどない。視覚障がい者の就労、就業支援といふことも計画の中に具体的に入れていただきたい。</p> <p>県の委託事業でパソコン研修を実施しているが、就労につなげることはなかなか難しい。</p> <p>難病も障がいに位置づけられており、ぜひ難病患者の就労支援のことも取り扱ってほしい。</p> <p>就労支援に関して、県が実施するチャレンジトレーニング制度は素晴らしい制度だと思うが、視覚障がい者がこの制度を利用したいと思っても利用しづらいのではないか。工場など作業場で作業を行う場合、視覚障がい者にできる仕事がありない。</p> <p>障害者職業センターで実施している相談業務についても視覚障がい者が相談に行くという事例はほとんど無く、相談員が視覚障がい者に対する支援のノウハウを持つていない。</p>
	<p>挑戦する機会を与えてほしい。同時にジョブコーチやトライアル雇用という制度でも視覚障がい者はなかなか利用が難しい。視覚障がい者をコーチできる専門のインストラクターがない。</p> <p>病院から帰ってきてから、住居や就職などの課題がある。就労については、精神障がい者の場合、就職率は高くても定着率は低いように感じる。精神障がい者は仕事の継続が難しいと感じる。経て給料も安い。精神障がいの方になるとといいのだが。</p> <p>就労する意欲がある人は多く、意欲的にハローワークに行く方がいいが、うまくいかない。統合失調症については、この病気について理解のある企業はないが、理解がないと、ノルマ達成等を厳しく課し、結果障がい者が仕事を続けるのが難しくなってしまう。精神障がい者の方は薬を飲み続けている人が多いが、薬を飲んでいたることに対し企業側が理解してくれればいいが、そうではなくて偏見等の目で見られるとなかなか厳しい。企業側がが病気のことを十分理解してくれていて、本人が落ち込んだ時などに適切な助言などの声かけができるような体制が取られればいいのかかもしれないが、なかなかそういう気がしない。</p> <p>就労相談など障がい者の就労については、もつとわかりやすくしてもらえるとありがたい。一体どこに相談したらいいのかがわからない。</p> <p>企業に就職してからの定着支援があるが、これまでコミュニケーションをとっている人から支援を受けてもうまくいかずには離職してしまう。そういう定着支援の部分を何とかしたいと考えている。精神障がい者に専門的な支援を実施することができるセンターやが岐阜県にはない。県内2か所くらいは精神障がいにも対応できるような障害者就業・生活支援センターがあるのではないか。就労後の定着支援といふのをもっと強化してほしい。</p> <p>精神障がい者の職業訓練や自立訓練については、通販型のほうが多い。1つの事業所等にどどまっているではなく、ステップアップしていくスキームのほうがない。</p> <p>他の人が面倒くさがるようなことも統合失調症の方はきっちりやる。こうした障がい特性を踏まえた雇用を進めることが大切。</p> <p>就労継続支援のA型、B型と言わざれど、保護者はそれがどういうところで何が違うのかもわからない。もっと保護者に対するわかりやすく説明をしてほしいし、わかりやすい情報の提供をお願いしたい。</p>
② 就業に向けた支援施策の推進	<p>障がい者の就労にとって、ただ就職させるだけではなく、定着することが重要。一般企業に就職しても定着しないのは企業側の論理を施設職員も本人も十分に理解できていないといふことも一因。そこで企業のことをよく理解している企業OBの方を活用して、企業の考え方について知ることは重要。</p> <p>就労移行支援事業のしくみ、制度自体に課題が多い。就労移行支援事業所を利用する者が多い。就労支援事業所を利用する者が多い。就労支援事業所においては、利用者が就労すると利用者が減り、収入も減ってしまう。</p> <p>うまく職に就けたとしても必ず定着支援が必要となるが、その分の費用は給付費としては支給されない。事業所としても理解できていないといふこともある。県単独の事業で、就労移行支援にかかる計算のような制度を構築していただきたい。定着支援の例としては、就労した人たちに集まっているところで食事をしながら話を聞くなどして、一緒に食事をしてもらつて、就労後のケアを行つてほしい。</p> <p>(2)就労移行・就労継続支援の充実</p>

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

項目	主要意見
(2)就労移行・就労継続支援の充実	<p>就労移行支援事業に対してはどの法人も消極的である。県下でもほとんど事業をやっている法人がない。</p> <p>就労移行支援については、もう少し仕組を工夫していただきたい。就労してしまえば利用者が減り、経営が苦しくなるというジレンマを抱えた制度では、やはり事業の実施 자체が困難である。</p> <p>A型事業所があることによって、現実に就労が増えていくから、厚生労働省としてはあり方を検討することに乗り気ではない。しかし、短時間しか労働させない、下請け仕事、工賃仕事のようなことしかしていないのに月6万～7万の賃金を出しているなどの問題があるようである。また、賃金についても国が出す助成金から支払っている可能性もあるが、本当にその作業から出ているものなのか、実際にほどこから工面されているのか分からぬ。事業所に福祉の専門的な知識を持った職員がほとんどない、契約後1年半たつと国からの助成が終わってしまったため利用者との契約をいったん切り、事業所を順繕りさせているなどといったうわさも聞く。</p> <p>A型事業所についてあまりよくない噂が聞こえてくる。全国的な問題であると思うが指導を徹底してほしい。</p> <p>就労継続支援事業所等で訓練しようとしても、他の利用者となじめないことが多い。また、視覚障がい者にできるような作業に特化しないとなかなか難しい。視覚障がい者専用の作業所を設置しようとしても、そもそも視覚障がい者は数も少ないためなかなか難しい。</p> <p>A型事業所は最低時給を上回っているというが、作業内容を見ると、本当にやる気でやっているのかと思う。障がい者が泣き寝入りするような事態にはならないようにしていただきたい。</p> <p>A型事業所は、障がい者の視点に立つておらず、経営側の視点でやっているように感じる。障がい者の雇用者数が増えるといふように、数字だけ見るといふのがもしそれないが、現場の実態をよく見ないと障がい者は守れない。</p> <p>工賃については働きぶりに応じて差をつけほうがよいと思うが、工賃設定はあたっての評価の仕方は課題だと思う。その人の作業をどう評価するかというのがある。</p> <p>就労である以上、B型事業所も一般企業も変わらない。工賃向上のためには障がい者施設も企業の経営手法を学ぶことが大切。福祉施設とはいっても、事業所としてやるからには市場経済の中に入ること、そのためには市場経済を理解することが必要。この点からも企業のOBを活用したほうがいい。一般企業からの下請けを安定的に確保するためには、企業との信頼関係が最も重要。</p> <p>会社の下請けをやるのであれば、会社のルールに従わなければ当たり前のことは、仕事を覚える前にマナーや社会規範を学ぶということは、仕事を覚える前に絶対に必要なことである。マナーは厳しく徹底的に教えるが、仕事はその人の能力に応じてできる範囲でやってもらう。</p> <p>事業所から、仕事がないといふ話を聞くが、そういう事業所に限つて企業側をしていけば、仕事をしないといふことはない。企業をまわって営業をしていれば、仕事がないといふことはない。仕事を取つてくるといふ積極的な姿勢が施設側にも必要。企業側も障がい者雇用といふことを意識しているところが多く、障がい者就労にも積極的である。</p> <p>作業も一連の工程すべてだとかなり難しくても、作業を細かく分解すれば、重度の障がい者でもやれる工程は出てくる。</p> <p>障がい者就労については、もっと家族も積極的に関わる必要がある。企業側も家族や施設がもつと責任を持たないといけない。</p> <p>A型の事業所の方からの相談を受けていて思うのは、やはり指定をする際にもつと審査を厳しくしていただきたいことがある。</p> <p>就労してからの学校とのつながりというのも大切であると思うので、就労したら終わりというわけではなく、就労してからも学校側とコミュニケーションを取れるとよい。</p> <p>監査等で、もつと一般就労させなければいけないと言われるが、ここにいる人は、一度は就労して辛い思いをしてきた人たち。指示が分からなく、ついていけないという思いをいやというほどしてきた。彼らにとつてはまた一般就労をすることが必ずしも幸せにつながるわけではなく、ここで働いていることが入間らしく幸せに暮らせるということもある。</p>

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

## 項 目 主要意見

### 3 外出や移動の支援

公共交通機関の割引についても、知的や身体はあるが、精神はほとんどない。精神障害はない。JRにおいてはJRに付いては知的や身体はあるが、精神はない。バスについては精神障がいも割引はあるので、JRも同様に精神障がい者の割引制度を設けてもらいたい。  
高速料金の割引が登録車両のみであるため、特定の車両しか使えない。登録した人ならどの車に乗っても使えるようにできないか。  
車いす用のタクシーは料金が高いので、行政で補助してもらえないといふところがある。

ハンディタップバスが県下に少ないので、もっと増やしてほしい。

入院している方の外出支援を積極的に行つていくことが重要であると思うが、その外出支援の同行者にあまり縛りがかかるつてしまふと、なかなか外出できず、結果的に地域移行が進まない。

県内どこでもあだまりまえに派遣ができる状態が望ましいが、友の会の事務局がある岐阜地域での派遣が多く、飛騨地域等の派遣は限られている。他県と見比べながら動いていきたい。

### 3 外出や移動の支援

当事者が通訳・介助者を選べないという現在の環境は大変かもしれない。その辺りは配慮が必要だと感じている。要綱や要領には詳しく書いていないが、過去に県担当者から指示があり、公共交通機関のみを使用することとなっていた。

盲ろう者通訳・介助者派遣事業の介助業務において、自家用車の使用がネットになつていて、自立とまではいかなくとも、家族以外と時々でも買い物に行くことができるようになるといふ。コミニケーションが取れない、長時間歩くのは難しい方が多く、ショッピングモール等の店舗内は店舗が困るといふ声を聞く。また、自前で車いすを持つほどではないが、長時間歩くのでは困るといふ。調子が悪い時には困るといふ。自分で車いすがあるのでも抵抗があり、障がい者用の駐車スペースに駐車しないという方も多い。何かあつた時のためにも、難病患者であるということがわかる表示やマークのようなものがあるとよいと思う。

ガイドヘルパーの制度がかなり定着している。利用は定着しているが、一人あたりの付き添い時間が少ないので、病院内では利用できないといった制限があり、使い勝手が悪い部分もある。

### 4 障がい者スポーツ、芸術・文化活動等の充実

知的や身体障がいなどある程度見た目でわかつかるが、精神障がいは見た目ではわからぬところに難しさがある。障がい者スポーツについても、知的や身体はあるが、精神障がい者のスポーツという括りはありません。  
岐阜県大会は本当にいいが、自閉症協会としてもスポーツ(水泳)に関する組を実施しており、支援してほしいと思っているが、なかなかボランティアに来てももらえない。競技力向上する組んでいる人材派遣をしていただきたい。自分たちは自負でやっている。会場をとることでさえ大変である。  
きちんと時間をかけて子供の成長をサポートしていくような人材派遣をしてほしい。  
新福祉愛プールについては、ソト面での向かひの配慮が必要な面についても、難病患者は医師の診断書や心電図でも取り組んでいいただけるとありがたい。このプールは、高齢者を対象としていることであるが、一般のスイミングプールでは、高齢者を対象としないといふことであるが、きちんとしておかなければ、何かあつた時に大変なことになってしまいます。すごく良い施設になるのではないかと期待している。

学校を卒業すると、スポーツする機会がなくなってしまう。学校を卒業してからでもっと障がい者が気軽にスポーツができる環境を整えてほしい。障がい者が利用できる運動施設は限られており、その施設へ行くための移動手段についても、例えば学校外でのスポーツの利用を認めなるなど環境を整えてほしい。

障がい者が気兼ねなく行けるプールなどスポーツ施設があるといい。ふつうのプールは障がい者だと断られることが多いが、障がい者スポーツにいて、生涯にわたって楽しめるためのスポーツを取り入れてほしい。

脊髄損傷は特異な障がいとして、全国障害者スポーツ大会出場に際して、車任の介助者を同行させるなど配慮してほしい。

統合失調症の方はメタボの方が多く、平均寿命は60歳代で、死因は心肺疾患が多い。このため、メタボ解消のためにスポーツをするなど、運動療法としてのスポーツや健康づくりは重要である。

- ② 芸術・文化活動の振興
- ③ 生涯学習の振興

障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

## 主要意見

項目	意見
① 訪問系・日中活動系サービス等の充実	<p>グループホームなどの情報についてホームページ等見ても詳細はわからず、もっと施設に関する情報を発信してほしい。</p> <p>グループホームやケア施設を立ち上げるとときに、設置や運営に対する補助を充実してほしい。</p> <p>重度訪問介護を行っているが、ヘルパーの単価が安く、請け負つてくれる事業者がいない、また、事業を行うにあたって、ヘルパーを確保するのが大変である。重度訪問介護は長時間になり大変であるが、その大変さの割にヘルパーが足りない。制度の問題であると思うが、単価が高くならないか。重度訪問介護の看板を掲げていても実際にには対応していないが、施設入所費用を断る事業所もある。</p> <p>施設入所支援の利用時にもヘルパーの利用を可能にしてほしい。施設入所者が自宅に帰る場合や、帰つたから入浴支援等を受けたい時に、ヘルパーをお願いしようと思つても、同日に療養介護サービスを重複して利用することになつてしまい利用できない。通常時はこうした問題は無いが、施設から一時的に退所する日や、戻つてきた日にこういった問題がある。他県では県単独でこういった部分について支援するという制度を設けている県もある。</p> <p>昔は岐阜県単独の補助制度があり、大変重宝した。日額へらといふことで支援があり、この制度を活用して、訓練やお泊り体験などなどができます。しかしながら、自立支援法ができると、この県単制度がなくなりました。代わりに、国の給付事業の自立生活訓練の宿泊型で対応するよう言われるが、これでは単価が低すぎてもやつていけない。</p> <p>ショートステイをやろうと思うと、パートの人だけでは対応は難しく、専門職員が最低2人ほ必要となる。しかしながら報酬単価は正職員2人を雇えるような単価ではない。こうした実情を見いただき、ぜひ単価を加算していただきたい。</p> <p>ショートステイなどの夜間支援は人が確保できず難しい。夕方だけとか、朝だけとか、泊りだけなら対応できるという方はいるが、通じでなかなか確保できない。またショートステイは人のローテーションもなかなか難しい、単価も低く、常勤の職員を充てるのは難しい。</p> <p>(1) 地域生活への移行とサービスの充実</p> <p>自立支援法ができると障害福祉サービス給付という考え方になり、障がい者自身が自分でサービスを選ぶというその理念はいいと思うが、実際は社会資源が圧倒的に不足しております。実質的な選択の余地は少ないと思う。</p> <p>精神障がい者の地域定着ということを考えたときには、岐阜地域ですら支援センターが足りないと思う。また、本腰を入れて地域定着をやろうと思ったら、各市町村で精神保健福祉士を雇い入れて、本格的に支援を行わなければならぬと思う。</p> <p>デイサービスやショート、入所など、サービスをそれぞれの事業所がやつしているところがやつて、それぞれのサービスに連動性があると預ける方も安心。家族と支援者との信頼関係を作るような運用が必要。</p> <p>福祉施設は気管切開をしていると受け入れてもらえない。こうした人たちをどうしていくか、県として考えてほしい。</p> <p>地域の方たちが精神障がい者について理解を示していただからなければならないと思う。アパートへの入居を断られてしまうと困るために、大家さんを始め、地域移行を認めてみんなで支えいかなければ難しい。</p> <p>住まいの場の確保について、GHの設置で一番問題となるのは、地域住民の理解である。GHの設置について、総論としては賛成だが、隣近所に作るとなると反対という住民が多いようである。GHの立上げを予定していたが、地元の反対にあり、計画が頓挫してしまったこともあった。GHはマンション等の部屋を借りて実施するのが一番実施やすい。現在も知り合いのマンションを借りてGHとしているが、他のつながりもない普通のマンションに借りたいが、借りたいが、借りられない。GHは100%断られてしまう。</p> <p>これまでにはグループホームの設置に係る地域住民の理解というのは、当事者間で話し合つてくださいというのが行政のスタンスだったが、障がい者の権利条約が批准され、差別解消法も成立したので、今後は行政も積極的に介入してほしい。グループホーム設置にあたっての地域住民への理解を深めるために、行政からも権利条約や差別解消法の趣旨を説明し、住民に理解を示していただかなければいけないと思う。</p> <p>介護保険事業所のデイサービスは夕方で終わるので、その後に放課後等デイサービスをやつてもらえればいいのではないか。介護保険事業所は障害福祉サービスも扱っているところが多いので、対応できるのではないか。介護保険サービスの人材を活用すればうまくまわせるのではないか。</p> <p>日中一時支援は、事業者側の供給能力不足で、使えるポイントはあるのに利用できないことが多い。</p> <p>地域移行を考えた場合、医療的ケアを必要とする方が、在宅に戻られて、日中活動に適いたくともそれを受け取れる事業所が少なすぎる。ショートステイの設置については前進しているがまだ少ない。たん吸引や人工呼吸器の設定は事業所ではやってくれない。</p> <p>ショートステイが不足している。軽度の子が増えてきており、そういう子を預かるでもらおうと思うと、重度の子でいっぱいだと言わわれてしまう。緊急の時に預かってくれる施設がほしい。そもそも正倒的にベッド数が不足している。ショートステイを持つしていても、自分のところの利用者分でいっぱい、他の施設や地域からの要望があつても受け入れるキハヤががない。普段からその施設を使つていないと、ショートステイはまず取れない。ショートステイを持つている法人で既に予定を入れてしまつて緊急時にに入る余地がない。</p> <p>視覚障がい者に対するデイサービスとして何をやればいいのかどうも確立していない。デイサービスにおいても他の方たちと一緒に同じにいうことで、結局目で見て何かをするといふことになつてしまいますが、視覚障がい者はそういうサービスにはついていけず、見える人と一緒に同じようには行動できない部分もあり、中にへつていきづらい。結局デイサービスとは言つても何かサービスを受けるといふよりは、家に閉じこもつて代わりにただ施設にいるといつだけになつてしまっている。</p>

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

項目	主要意見
① 訪問系・日中活動系サービス等の充実	<p>知的障がいの方であればGHで一生生活することは可能かもしれないが、重症心身障がい者の場合は絶対にありえない。だから、しっかりと施設体制になければならない。一番よいのは施設入所であるが、ひとまず在宅の方が利用できるショートステイが2～3床でもできれば事情が大きく変わってくる。</p> <p>ショートステイは日時を指定しなければ利用することができるが、特定の希望日に利用したいと思ってほんんどできないといった状況。</p> <p>希望の日にショートステイをやつてもらえないという現状があるが、例えば葬式など急な用事に対応するということが必要になるため、なるべく希望の日に受け入れていただけような体制をとつていただきたい。</p> <p>放課後等デイサービスについては、民間の参入が進んだが、子どもを放置したり、とりあえず預ればいいと思つてゐる事業者がいるようである。職員研修が必要であると感じる。</p> <p>入所から在宅へ移行するに際して、そこ1～2ヶ月くらい生活訓練をしてみでから在宅生活へ移行するとスマーズであり、岐阜県内にもこうした施設があるとありがたい。</p> <p>精神保健福祉士を雇つている事業所では、こちらから支援することは格段に少ない。利用者に対する一步踏み込んだ支援ができるので、精神保健福祉士が施設にいるだけでも大きなアドバンテージになる。</p> <p>GHでは、日中の訓練と宿泊の部分が分かれてしまつていて、宿泊で生活訓練を受けている人が、たとえば日中の就労継続支援事業所等を利用したいといふ希望があつた場合には何も給付が出ない。また、日中活動を終えて、宿泊の時間までの空き時間についての支援に対しても給付が出来ない。土曜、日曜についても放つておくわけにいかないので面倒を見ることが多いが、その分の給付も出ない。制度自体がGHの実態をとらえた形になつてない。</p> <p>生活介護事業所にはいろいろな障がい者がいる。障がい者はその障がい種類も程度も様々であり、できれば専門職の人が障がいごとに対応していただけた方がありがたい。</p> <p>住まいの場の確保について、GHの設置について、総論としては賛成だが、隣近所に作るとなると反対という住民が多いようである。GHの立上げを予定していたが、地元の反対にあい、計画が頓挫してしまつたこともあった。GHはマンション等の部屋を借りて実施するのが一番実施やすい。現在も知り合いのマンションを借りてGHとしているが、何のつながりもない普通のマンションに障がい者が入居しようとしても、まず100%断られてしまう。</p> <p>鷲山地区、県立ひまわりの丘の再整備については、様々なことを実施していただきたい。大変ありがたい。</p> <p>現在入所施設を利用している方は、引き続き入所を続けたいという意向が強いけれど、地域移行を強制することはできない。また、親が高齢化していくが、障がい者は環境が変化することに非常に不安感を覚えるものである。本人の意向が大切であるから、地域移行を実施していただきたい。</p> <p>支援をする健聴者も手話ができる、聾の老人ホームが必要。全国的にも10施設もないのではないかと思うが、東海では名古屋にあるのみであり、富山でデイサービスセンターが最近オープンしたと聞いています。そこに集まれば手話で会話ができるという施設がほしい。</p> <p>様々な課題があるが、一番目の課題は盲養護老人ホームの設置である。</p> <p>入所施設利用者でも若い人の中にはGHに入りたいといふ人はあまりないし、入所施設利用者で年配の方は今いるところで十分、新しいところには心配だから、入りたくないという人が多い。年配の方と、若い方との間で考え方の中でも、GHに入りたいという人が多いこというわけではなく、皆、今いところで十分という意見である。保護者からは、入所施設の方が安心であるという意見が大変強い。</p> <p>国が一般論で、入所施設を減らすということを目標に掲げているが、それが正しいとは思えない。学校教育で、生活の部分を全然教えないから、入所施設の教育の場としての必要性が高まっている。様々なことを自分で考えて選択したり、お金を自分で使う、周囲と協調して生活していくといふことである。そういったことができて初めてGHにいっても生活することができます。</p> <p>国が言うように、GHを終の住処にするということはありえないと思う。だれもしも高齢になれば調子が悪くなることが多くなるため、何かあつた時に職員や看護師がすぐに行けるような場所では無理がある。</p> <p>介護保険の施設では知的障がい者が利用することは難しく、ひとたび入所してもすぐに戻ってきてしまう。要介護の高齢者などは連絡が取れない。介護保険施設を利用するようになつてしまふ。人間関係もうまくいかないし、指示が聞けない。介護保険施設を出て行ってしまう。健常者の高齢者といつしょに支援することはできない。</p> <p>施設入所をしているような子で在宅といふのは非常に難しく、だれかが支援してくれた人が常に一緒にいてくれなければならぬ。重度の方が在宅で支援を受けたり、GHを利用したりといふことはできないため、入所施設を減らすといふことは現実的にかなり困難なことだと思う。</p> <p>県内で自閉症に対応する施設は伊自良苑だけ。岐阜県全体ではトップだが、全国的に見るとまだ改善の余地があると思う。伊自良苑のような施設がもう一つぐらいある</p>
② 生活の場の確保・充実	

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

## 項目

## 主要意見

障がい者も親も高齢化していることは間違いないが、年をとつたらどうするかということがみんなまだビンと来ていません。自閉症の方といふのは、10年～15年は早く老化が始まっていると考えた方が良い。昨年あたりから、日本各地で高齢者に対する取組が行われるようになります。自閉症の方は、大人になると、社会性が身に付いて、丸くなるかと思われるが、逆に直面になってしまっている。まれには良い年の取り方をする人もいるが、適切な支援者がいなければ難しい。

自閉症の方が、高齢化した時に、介護施設のようなどころで認知症の方々と一緒に支援を受けるのは困難である。一番困るのは、65歳になって、介護保険の適用になってしまった時。

岐阜県ではグループホームの施設敷地内設置を認めているが、敷地内では施設にいるのと変わらず、本当の意味での地域移行とは言えないのではないか。施設の敷地内では地域のつながりもないし、施設の生活とほとんど変わらない。施設から少し離れたところに独居の部屋があるというだけではないか。これでは地域移行とは言えない。

高齢者の中には、子どもや家族に迷惑を掛けたくないと言つて、（県内には盲養護老人ホーム（東京、愛知、滋賀等）を利用するために大変な不安心など心配が付きまと）。知った土地で移り住んだ人もいる。しかし、知らない土地で知らぬ人たちに間に隔てられるのは、視覚障がい者にとっては大変なことだ。大変なことだと心配が付きまと。知った土地で知った仲間と一緒に老後の生活を送りたいという人が本音である。関市にあるハートフルは、県内でも唯一の特別養護老人ホームどなつての認知症の人の対応に追われ、視覚障がい者に対する支援が必要。一般的の特別養護老人ホームや介護老人保健施設を利用している視覚障がい者もいるが、職員が重複度の認知症の人の関係が混じる（一日中座らざれる、入浴時に介助してもらえない等）、他の利用者との関係が混じる（視覚障がい者に対する支援が行き届かない等）不快な思いをして施設を出ててしまう人が多い。また、日々そういう相談が寄せられています。

公営住宅の優先入居というのにしつかり取組んでほしい。

日中支援を行っていく中で、やはりグループホームの設置というのが大きな課題になっています。それぞれの事業所や、保護者の方のグループホーム設置の要望はますます高まっているのを感じる。グループホームの設置に向けては、行政の財政支援が課題である。

障がい者は普通の介護保険施設にはなかなかないじめず、障がいのある高齢者用の施設を検討してもいいのではないかと思う。

これまではグループホームの設置に係る地域住民の理解というのは、当事者間で話し合つてくださいというのが行政のスタンスだったが、障がい者の権利条約が批准され、差別解消法も成立了ので、今後は行政も積極的に介入してほしい。グループホーム設置にあたっての地域住民への理解を深めるために、行政からも権利条約や差別解消法の趣旨を説明し、住民に理解を求めるための働きかけを行ってほしい。

国は、地域移行との方針を出しているが、そのためのために必要なグループホーム設置の補助金は全然不足している状況。国の方針と予算額にギャップがある。国の方針として進めるのであれば、財政的な裏付けもお願いしたい。

最近の親は、子どもを地域で暮らさせてあげたいと思っており、施設に入所はさせたくないと思っている。従って、地域で顔が見える形で暮らせるグループホームなら入りたいと言つてくれている。

グループホームを設置する際には、事前に地域住民の理解をしっかりと得ておく必要がある。問題になつている事案はほんんどが施設をつくる最初の段階で地元にしつかり説明をせずに作つてしまつたもの。最初にこじれると、なかなか地域との関係性を修復するのに時間がかかる。地域の理解を得るために時間が必要がある。地域の人を巻き込む必要がある。そうした施設を活用することで、地域との距離も縮まり、また費用面においても新設よりもずっと低く抑えられる。

新設で大きな施設をつくるではなく、地域の中で地域の人と一緒にやつしていくことが大切。こうした観点からも地域の空き家等の活用というの是有効である。

親亡き後の住まいの場の確保ということで、今後役割が期待されるのがグループホーム（以下、GH）だと思うが、サービス報酬が低いので、精神保健福祉士など有資格者を配置しても赤字となってしまう、マンパワーを上げることができない。精神障がい者の場合は、GHにおいてたゞ家事を援助すればよいといふものではない。むしろ話を聞いて、きちんと相談に応じるということが大切になる。共同生活援助という事業自体は非常に重要な事業だと思うので、これから発展させていくためにはそういう部分に配慮しなければならない。

精神障がい者の退院促進や地域移行促進が国でも言われており、その際に地域受け皿づくりが大変だという声をよく聞くが、空き家を活用したグループホームの設置など、地域の人が関わるように進めなければならない。それほど難しいことではないと思う。

施設設置に際しては、施設で活動してもらえるような企業のOBなど退職された高齢者でスキルや知識を持つ方に声をかけることも重要。地域には退職した方で、企業経験のある優秀な人材がたくさんいる。そういう方は、退職後の生きがいとして社会貢献をしたいと望んでいる方が多く、障がい者施設で働くことが多い。こうした方に対しする。特に、精神障がい者のうち、一般企業に就職して何年か勤務した後発症したような方は多く、社会経験や知識も豊富な方が多い。こうした方に対しでは、福祉系の学校等を卒業したばかりの職員ではなかなか対応できない。その点、企業OBなら知的な会話や企業に関する話題にもついていけたため、高学歴の精神障がいの方への相手もうまくできる。

(2)精神障がい者の地域移行支援

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

## 項目

## 主要意見

地域移行だけでなく、地域定着についても同時に考えていかなければならぬ。精神科病院の入院患者が入所施設に入ると、3～4割の方は必ずと言っていいほどもう一度病院に戻つてきて入院することになってしまいます。地域移行と地域定着といふことを常に念頭に置いておくことが大切である。地域移行と地域定着といふことを対する支援で施策を打つていただけないのではいけない。精神障がい者に対する支援でも知的障がい者に対する支援でもやつてすることは一緒だし、支援のために利用する社会資源もフルセットほぼ同じものである。さまざまな障がいと一緒に考えていただきとも必要なのではないか。	65歳までは障害福祉サービスを利用することができますが、それ以降は介護保険となる。介護保険の施設ではなくかがい者の施設ではないが、その間住宅で生活しようとしても、自分の親がもういなかつたり、高齢であるために、とても面倒を見てもらえるような状態ではない。そなつてみると、仕方がないで精神病院に置いておこうかという話になることが多い。介護保険に実質的に移行できるようになるまでの人をどうするかということが、これからますます重要な課題となってくる。	地域内GHIにおいて、日本全国の精神障がい者の家族会が、その制度を日本に取り入れたいといふことで動き出しています。具体的には、家族の中ケアラーが入り込んで、家族でミーティングをして、精神障がい者を話し合う。こういったことがイギリスではすでに始まっています。いずれは日本にも導入されるのではないかと思う。	病院の敷地内GHIについては、同じ敷地内にあるため、本当の意味での地域移行ということにつながらない。安易にあいつた施設を認めてしまうと、地域移行を進めようとしている我々の足がせになってしまいます。	精神障がいはやはり支援が難しい。家族の支援についても、一生懸命支援しようとしている家族もあるが、そうではない家庭が圧倒的に多く、地域の理解の前に家族の理解が必要になる。	早く退院して社会復帰をするべきだといふことはよく分かるが、退院後になかなか家族に受け入れてもらえないといふこともあり大変だと思う。	地域包括支援センターのようなところに精神保健福祉士を配置するのも一案ではないか。認知も精神と関係してくるし、精神科の病院とのつながりも多いはず。それなのになぜ精神保健福祉士がないのかが不思議である。センターの中身を充実させるというのも効果があるのではないか。	精神保健福祉士を雇っている事業所では、こちらから支援することは格段に少ない。利用者に対する一歩踏み込んだ支援ができるので、精神保健福祉士が施設にいるだけで大きなアドバンテージになる。	最近の精神科には、精神障がいだけでなく、知的障がいとの重複障がいの方も多く来られるようになっている。精神障がいだけであれば薬もよくなつて回復される方もいらっしゃるが、知的障がいとの重複障がいのある場合は回復が難しい。その中のいちらかは犯罪に手を染めてしまう。今のところ、県内でこういったもののがない。こういったところにも力を入れていくべき。	本人中心、軽度重複という制度に置き去りにされる部分をきちんとケアしていただけるとよい。家族が高齢化している、家族会も財源不足、弱体化しているという中で家族に対する支援はどうあるべきなのかということを県として考えていただけるとよい。	GHでは、日中の訓練と宿泊の部分が分かれてしまっているので、宿泊で生活訓練を受けている人が、たとえば日中の就労継続支援事業所等を利用してお困りの希望がある場合には何も給付が出ない。また、日中の活動を終えて、宿泊の時間までの空き時間についての支援に対しても給付が出来ない。土曜、日曜についても放つておくわけにいかないので面倒を見ることがあるが、その分の給付も出ない。制度自体がGHIの実態をどうえた形になつていてない。	家事援助ということで、ヘルパーさんが入られるが、そのうちに利用者側から、違う事業所に変えてほしいという話があり、相談支援専門員が探すことがある。大阪府が、精神障がい者に対するヘルパーとして家事援助を行うという取組を実施しており、トラブルも少なくなっている。	精神障がい者の支援ができるスペシャリストが地域に少ないということを日々感じている。精神障がいの方も少しづつ活躍になつてきて、社会に出る機会が増えた。それにに対して、精神保健福祉士をはじめとする精神障がいに対応できるスペシャリストの数が増えていない。その結果、対応すべき対象が増えているにも関わらず、支援する人は増えてしまない。	精神障がい者の職業訓練や自立訓練については、通販型のほうがよい。1つの事業所等にどまっているではなく、ステップアップしていくスキームのほうがよい。抱え込みはよくない。	精神障がい者の地域定着ということを考えたときには、岐阜地域でやら支援センターが足りないと思う。また、本懇を入れて地域定着をやろうと思う。また、各市町村で精神保健福祉士を雇い入れて、本格的に支援を行わなければならないと思う。	本当に障がい者の社会復帰を考えるのであれば、限られた地域だけではなく、地域全体を形上作つて、社会に出る機会が増える。それで、精神障がい者に対する支援ができるスペシャリストの数が増えていない。そのため、支援する人は増えてしまない。	地域の方たちが精神障がい者について理解を示していただかなければいけないと思う。アパートへの入居を断られてしまうため、大家さんを始め、地域移行を認めてみんなで支えていかなければ難しい。
---	---	---	--	--	---	---	---	--	---	--	--	---	---	---	--	---

障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

項目	2 施設入所者への環境・サービスの質の向上	2 施設入所者への環境・サービスの質の向上	3 所得保障制度及び経済的負担軽減制度の活用促進
日常生活分野の「施設入所者への環境・サービスの質の向上」について、現行計画の柱にもなっているが、現在も個室化されていない入所施設がかなりある。4人部屋とか、2人部屋という施設もまだあり、権利擁護の観点から問題があるのではないか。	入所施設の在り方自体も大切であるが、入所施設の環境の整備も大切な課題だと思う。	職員がたくさんいて、見張られているような状況では、強制力が強く働いてしまう。利用者の意思が無くなってしまう。利用者の心を開くために、鍵をかけないといふこと。施設の利用者には强度で行動障害が多いが、鍵の無い生活をすることによって社会秩序が形成される。人間として独り立ちできる人を育てることが必要。施設内に職員が一人一人の行動をがんばらめに監視していくのではなくして考えたりすることをしなくなる。その点で、かえって職員が少ないと施設の方がみんながのびて生活し、自分自身の能力を育て、また自分自身を制御できるのではないか。	親としては、看護の資格を持った人がそばにいてもらわないと気が休まらない。中部療護センターはガラス張りで、ワンフロアにベッドが10床ほどあり、そういうところだと看護師や医師などの目が届いて安心。モニター管理でもよい。
2 施設入所者への環境・サービスの質の向上	日常生活分野の「施設入所者への環境・サービスの質の向上」について、現行計画の柱にもなっているが、現在も個室化されていない入所施設がかなりある。4人部屋とか、2人部屋という施設もまだあり、権利擁護の観点から問題があるのではないか。	本來の人の姿で生きていくべきことが大切。それが特に自分で生きていく力につながっていく。食事について、知能障がい者は放つておけばどれだけでも食べてしまう傾向がある人もいる。食べたい時に食べるけど、食べたくないときには食べないといつた、もっとも根本的な気持ちが、一般的な施設のやり方では制限が多くすぎて満たされない。最初はどうどんなん食べるが、しばらくすると、自分のごとに自分で決める人間になる。	親としては、看護の資格を持った人がそばにいてもらわないと気が休まらない。中部療護センターはガラス張りで、ワンフロアにベッドが10床ほどあり、そういうところだと看護師や医師などの目が届いて安心。モニター管理でもよい。

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

## 項目

### IV 保健・医療分野

#### 1 障がいの原因となる疾患等の予防・早期発見・治療体制の充実

		主要意見
① 健康づくりの推進	早期発見、早期治療が大切だと言われているが、これは障がい児のためにだけでなく、親にとっても必要なことだと思う。早い段階からサポートされるとその通りがずっと残っていく。	<p>早期発見、早期治療が大切だと言われているが、これは障がい児のためにだけでなく、親にとっても必要なことだと思う。早い段階からサポートされるとその通りがずっと残っていく。</p> <p>② 疾病等の予防、早期発見</p> <p>③ 治療体制の充実</p> <p>難病も様々であり、一括りにはできない。目の前の方をどう対応していくかということが大切。その意味では、他の障がい者と同じである。まずは、窓口で相談をしつかり聞くことが大事。その意味で、県の保健師の役割は重要。これまででもその重要性について訴えてきており、保健所の保健師の充実について県議会の請願も3回採択してもらっている。しかししながら、保健師の職員は難しいと言わざるを得ないのが現状。</p> <p>難病の方は見た目は健常者と変わらない方が多いが、大変な苦労をしている。日常生活でできるかできないが、それを日々続けていくのはなかなか難しい。杓子定規に当てはめるのではなく、日常生活支援をもととしていたいだけであることが多い。</p> <p>障がい者の駐車禁止区域の適用除外について、特に膠原病患者さんに多いが、當時許可をもらえるほどではないが、調子が悪い時には困るという声を聞く。また、自分で車いすを持つほどではないが、長い距離を歩くのは難しい方も多く、ショッピングモール等の店舗内は店が設置している車いすがあるのでそれを庶見るが、駐車場から店舗まで歩くのが大変だという話も聞く。ただ車いすを常時使っているわけではなく、車いすマークを付けるものも抵抗があり、障がい者用の駐車スペースに駐車しないという方も多い。何かあった時のためにも、難病患者であるということがわかる表示やマークのようなものがあるといよいと思う。</p> <p>今まででは医療支援が中心だったが、これからは生活支援の比重が高まると思う。ただ、市町村の保健師さんはほとんどは市町村保健センター勤務の保健師であり、基本的な業務は健診業務であるため、その後の連携等につながっていない。相談会では保健師さんんに来てももらっていない。相談会では保健師さんんに来ても、普段の業務でつながりがあるのは市町村の福祉担当課であり、所属の違う保健師さんとの連携がなかなか難しい。大垣市や山県市、海津市などは福祉課に保健師を設置している。こう、うどろの保健師は難病担当の保健師といふことで普段からもつながりができる、支援もしてもらえる。県には、市町村の福祉課と保健師さんとのハイブを大きくしていくようなシステムを構築してほしい。県の保健師さんは2・3年で異動してしまうが、市町村の保健師さんは異動はあまりなく、ずっといるので、市町村保健師を福祉の担当部局に位置づけてもらえるとよい。県と市町村が連携して、難病患者を支える仕組みをつくっていただきたい。</p> <p>「障がい者福祉の手引き」にも3障害だけでなく、難病も入れてほしい。</p>
④ 難病等対策の充実		<p>三重県では、三重大学の近隣に、発達障がいと重症心身障児者を対象とした病院を建てている。県でもそういったところに倣う形で、特に今計画されている親子入院の関係を見直していただきたい。</p> <p>最近の精神科には、精神障がいだけではなく、知的障がいとの重複障がいの方も多く来られるようになっています。精神障がいだけであれば薬もよくなくて回復される方もいらっしゃるが、知的障がいとの重複障がいである場合は回復が難しい。その中のいくらかは犯罪に手を染めてしまう。今のところ、県内でこういったことにに対する更生プログラムや、具体的な受け入れ施設といったものがない。こういったところにも力を入れていくべき。</p> <p>統合失調症の方はメタボの方が多く、平均寿命は60歳代で、死因は心肺疾患が多い。このため、メタボ解消のためにスポーツをするなど、運動療法としてのスポーツや健体力向上は重要である。</p> <p>精神障がい者に対する予防医療、健診は非常に重要である。精神障がい者に対する健診センターのどのようなものを設けて重点的に取り組んではどうか。</p> <p>精神障がい者の介護への橋渡しというものが重要な課題であると思う。</p>
⑤ 高次脳機能障がいへの対応		<p>3 障がい児療育体制の構築</p> <p>今問題になっているのは強度行動障がい。落ち着いてくる人もいるが、そのまままま状況がひどくなる人もいる。一人で何人も面倒を見ることができない。</p> <p>現在の県のレスパイアの考え方では、1週間ほど親子入院をする中で、孤立した親同士の連携も強化しようという考えているようであるが、問題点も多いと思う。</p> <p>親子入院ができる人はいいが、そこに運ばれなかつた人は、そういう恩恵を受けることができない。</p> <p>療育に関して、親の自己決定が重要であるが、いろいろな情報があつてそのうえで決めまるという自己決定が大切。自己決定するための情報が不足しているのではないかと思う。たしかにインターねっとから得られる情報は多いかも知れないが、経験者の生の声といった身近な情報は重要である。</p>

# 障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

## 項目

主要意見	
① 障がい児療育体制の構築	障がい者だけではなく、兄弟、親など家族の支援が必要である。生涯にわたった支援を行うためにはやはり家族単位で考えていく必要がある。療育施設にも家族ぐるみという観点が必要である。 長い将来を見据えると、兄弟を含めてケアしていくかがないといけない。障がいのある子が今後地域に出には必ず家族のサポートが必要であり、家族ぐるみで療育を考えいく必要がある。
② 重症心身障がい児(者)への対応	重症心身障がい児を対象として事業を実施されるのであれば、本当の意味での重症心身障がい児をきちんと把握してほしい。 個人情報の問題で、どこに重症心身障害児者がいるかということが分からぬ。昔は名簿等を比較的簡単に提供してもらうことができた。
③ 発達障がい児(者)に対する専門的な支援体制の充実	県内で自閉症に対応する施設は伊自良苑だけ。岐阜県全体ではトップだが、全国的に見るとまだまだ改善の余地があると思う。伊自良苑のような施設がもう一つぐらいあるとありがたい。
④ リハビリーション体制の充実	障がい者も親も高齢化していることは間違いないが、年をとつたらどうするかということがみんなまだピンと来ていない。自閉症の方いうのは、10年～15年は早く老化が始まっていると考えた方が良い。昨年あたりから、日本各地で高齢者に対する取組が行なわれるようにになってきている。自閉症の方は、大人になると、社会性が身について、丸くなるかと思われるが、逆に頑固になってしまることが多く、親はまいりてしまっている。まれには良い年の取り方をする人もいるが、適切な支援者がしゃべれば難しい。 最終的には支援する人を育成することが最も大切。高齢化のことについても、認知症など、言葉が話せる人と違って、重い自閉症の方は言葉が無い、どこに行きたい、どうしたいということが伝えられないし、独特のしつこさなど特有の症状があるため、自閉症の特性を理解する人材スタッフの育成が大切。 自閉症の人に対する円満な発達を促す教育がされてこなかった。とにかくじつとさせておくこと、好きなことをさせておけばおどないから、自閉症の子どもは教育の場では、放っておかれてしまっていた。そういう人が多く、勉強もしなかった人が多く、自分の名前を書くこともできず、読むこともできないといった状況になっている方もいる。幼児期に、せめて義務教育までの間に親子どももしっかりと生活の仕方を教育していくかなければならないということである。親に希望を持たせることも必要になるが、障がいは一生付き合っていくものであるということをきちんと認識されること。

## 4 リハビリーション体制の充実

難病患者の社会参加を進めしていくためにはリハビリの問題も重要な。医療的リハビリではなくても、運動的リハビリでもいいので、地域リハビリという発想で、行政としてもリハビリを進めしていくよなこことはできないか。医療的リハビリではなく、症状が進行を止まないようにするためにリハビリ。機能を維持するためのリハビリ。附講座を設けて、運動疾患(慢性リウマチ等)の維持に取り組んでいる。在宅患者にはリハビリのニーズはあるが、本人はどうすればよいのかわからずいるというのが現状。疾患が進まないよう、ひどくならないようとにかくしっかりとリハビリをぜひ進めてほしい。こうしたリハビリをすること自体が生きがいにもなる。保健所に理学療法士を置いていふところもある。ぜひリハビリについても力を入れてほしい。

リウマチは術後のリハビリはあるが、本当に重要なのは毎日続ける日常のリハビリ。リウマチ体操のよなものを進めているところもある。生活しながらリハビリをしたいというニースは高い。みんなで取り組める場がほしい。そういう場ができることで、参加できる人も増えると思う。

難病患者にとっては、機能を元に戻すリハビリではなく、今の状態を維持するためのリハビリというものが重要。健康体操のよなものに近いイメージ。医療には至らないが、体力維持のための福祉的リハビリについてぜひ進めてほしい。

平成18年度に制度改正があり、リハビリの日数が制限され、180日で切られてしまう。このため、退院後の居場所がない。また、リハビリに行くところもなく、リハビリ難民となってしまう。介護保険サービスを受けようと思っても、事業所に言語聴覚士がいないところが多く、失語症のリハビリを受けられない。

ティーサービスでもリハビリができるとよい。ティーサービスに行つても1日車いすに座つてしているだけになつてしまふので、できればリハビリができる機能維持にもなる。医療保険のリハビリと介護保険のリハビリが併用できないため、こういったことが起きる。こうした条件を緩和して柔軟に対応してもらえるといいのだが。

身近な地域に交流の場やリハビリできる場があるとよい。こうした取組みが進むよう、県としてもぜひ支援をお願いしたい。

他県では、県が中心となって、県のリハビリーションセンターが中核となつて活動をなしているところもあり、本県でもそういう活動ができるといい。5年くらい前までは本県でも身体障害者更生相談所の主催でコミュニケーション講座ということで、失語症の方が集まって、講演を聞いたり、交流活動を行ったりする機会があつて大変ありましたかがつたが、現在はない。こうした取組みをまた復活していただけたがたいが。

障がい者総合支援プラン(仮称)策定に関する主要意見

項目	主要意見
その他	<p>ぜひプランの中に「難病」という項目をあげてほしい。</p> <p>市町村単位である相談員制度についても、知的や身体はあるが、精神障がいの方の相談員制度といふものはない。兵庫県や名古屋市では精神障がいの相談員制度のようなものがあるときいており、岐阜県でもそういう制度があるといい。障がい福祉の施策をみても、相談員制度に限らず、知的や身体はあっても、精神は接けていることが多いと感じる。他の障がいに比べて、「精神障がい」は施策や制度が遅れている面があると思う。知的・身体と同様に接つてもらえるようにしてほしい。</p> <p>このプランでは精神障がいの方のうち、どういった方を対象とするのかを明確にしたほうがいいのではないか。</p> <p>当事者の声を聞くこと自体は否定しないが、そうした声ばかり反映させようとすると個別の話ばかりになってしまい、大局的な見地からも言える人にも意見を聞くとよい。当事者の声は必要だが、一方で大局的な見地といふことも忘れずに兰花、策定にあたってほしい。大局的な見地からものを言える人にも意見を聞くとよい。</p>

